

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
1. 安心して暮らせるまちづくり	37	地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備						
(1) 地域生活支援	37	【基本的な考え方】 ・全ての障害者が住みなれた地域で、必要な支援を受けながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。 ・障害者が必要なサービスを主体的に選択できるよう、日常生活を支援するための様々なサービスを適切に供給し、併せて、相談・情報提供の充実を図ります。 ・地域移行と地域定着については、障害者地域自立支援協議会の意見を求めながら推進していきます。 ・障害を早期に発見して療育につなげる体制の充実を図るとともに、障害者とその家族に対してライフステージに即した相談支援を行い、障害者の自立と社会参加を促進します。						
①日常生活支援	38	ホームヘルプサービス等介護給付の充実	・支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などを背景に、支給量が増加している。 ・利用者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。	1	・障害支援区分認定審査会で判定された障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保します。	個々の状況に応じて柔軟に支給決定は行っているが、利用者の多様なニーズやマッチングという点で、十分応えられていない現状は残っている。 【居宅介護】 R1：87,912時間 R2：84,604時間 R3：83,973時間 R4：84,807時間 R5：90,238時間 【重度訪問介護】 R1：502,626時間 R2：510,151時間 R3：501,676時間 R4：508,499時間 R5：535,725時間	C：やや不十分（5割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				2	・個々の障害者に配慮したサービスを支給します。	障害者個々の事情や家族状況等を考慮した支給決定を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				3	・サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修機会の周知など情報提供に努めます。	サービス事業者に対し、資格取得のための研修などの情報提供を行うとともに、サービスの質の向上のための人材確保を図るため、福祉のしごと就職フェアを開催した。	B：概ね達成（7割程度）	
				4	・サービスを提供する事業者に対する適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。	指導監査担当課と連携し、不適切な支援を行っている事業者への指導等を行い、サービス提供に係る環境の改善を図り、サービスの質の向上につなげた。	B：概ね達成（7割程度）	
	38	ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 ※次ページへ続く	・同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・事業所数は増加しているが、複雑化する障害者のニーズに十分応えているとは言えない。 ・平成28年度から新たに緊急時通学支援を開始したが、利用者が少ない。 ・令和元年7月から移動支援を中学生に拡大した。	5	・事業者を対象とした同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き進めるとともに、移動の支援を利用しやすいよう検討します。	ガイドヘルパー養成は、民間事業者が実施している講習を紹介している。福祉人材を確保し、ヘルパー養成に繋げることが課題として残る。移動支援の対象者拡充については、緊急時通学支援と制度を統合し、学齢期以上を対象とする制度改正を令和6年度から実施する。 【移動支援】 R1：86,668時間 R2：60,645時間 R3：70,672時間 R4：70,810時間 R5：81,709時間 【同行援護】 R1：36,300時間 R2：31,385時間 R3：33,810時間 R4：30,608時間 R5：39,580時間	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				6	・緊急時通学支援については、利用者にわかりやすい情報提供を行い、通学時のセーフティネットの役割を担います。	緊急時通学支援事業は令和5年度登録者は30名、利用実績は2名、延べ利用時間は4時間となった。移動支援と制度を統合するため、令和5年度をもってサービスを終了する。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①日常生活支援	38	ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 ※前ページの続き	・同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・事業所数は増加しているが、複雑化する障害者のニーズに十分応えているとは言えない。 ・平成28年度から新たに緊急時通学支援を開始したが、利用者が少ない。 ・令和元年7月から移動支援を中学生に拡大した。	7	・重度脳性麻痺者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。	20歳以上の身体障害者手帳1級を持っている脳性麻痺者で、単独で屋外活動することが困難な者に対して介護人を派遣し、生活圏の拡大をはかるための支援をした。 【重度脳性麻痺者介護人派遣・実利用人数】 R1：26人 R2：23人 R3：21人 R4：18人 R5：18人 【派遣回数】 R1：3,835回 R2：3,425回 R3：3,142回 R4：2,856回 R5：2,592回	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	39	手話通訳協力者等派遣事業の充実	・障害者基本法において言語に手話が含まれるなど、障害者が意思疎通や情報取得の手段を選択する際の機会の拡大が図られている。 ・障害者の社会進出が進み、様々な場面でコミュニケーションを図るための協力者が必要とされていることを受けて、協力者の派遣体制の整備を図っている。	8	・聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳協力者や要約筆記協力者、盲ろう者向け通訳・介助者を養成するなど、地域における派遣体制の整備を図っていきます。	聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳協力者や要約筆記協力者、盲ろう者向け通訳・介助者を養成し、派遣を行った。 【手話通訳・要約筆記者・盲ろう者通訳、各養成講座修了者合計】 R3：119人 R4：126人 R5：167人 【手話通訳・要約筆記者・盲ろう者通訳、各派遣回数】 R3：2,453件 R4：2,420件 R5：2,655件	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
	39	訪問入浴サービスの推進	・重度障害があるなど、ヘルパーによる入浴介助が困難な人がいる。	9	・在宅の重度障害者（児）の日常生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続・推進します。	在宅の重度障害者で、家族等の介護による入浴が困難な者に対し、入浴サービスを提供した。 入浴サービス提供時には、看護師によるバイタルチェックを行うなど、利用者の安全に配慮したサービスを提供し、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図った。 【延利用回数】 R1：3,041回 R2：2,892回 R3：2,514回 R4：2,479回 R5：2,448回	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	39	一時保護施設の拡充	・一時保護施設の数とは増加しているが、施設の利用ニーズへの対応は十分とは言えない。 ・精神障害者や医療的ケアを必要とする重複障害の受け入れ施設が少ない。	10	一時保護施設の拡充を図り、医療機関等との連携についても検討します。	家族の疾病等により、保護を必要とする在宅の障害者を支援するため、島田療育センター（多摩市）に年間1床を確保するとともに、医療機関と連携し、保護時に必要な医療についても提供した。 【島田療育センター・延利用日数】 R1：318日 R2：355日 R3：273日 R4：175回 R5：304回	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				11	グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。	グループホームなどを運営する事業者に対し、一次保護機能を持つための施設改修等の支援として、障害者（児）施設整備補助制度の周知に努めた。	B：概ね達成（7割程度）	
				12	既存の一次保護施設に対して、受け入れの拡大を働きかけます。	市として一時保護施設の拡充は優先的に取り組むべき事業と位置付けており、令和2年度は1床増した。 本サービスに対するニーズは高いことから、施設整備補助を活用し、特に重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できる短期入所の整備を事業者に働きかけ、拡充を図った。 【短期入所事業（ショートステイ）】 ・施設数 R1：24カ所 R2：25カ所 R3：26カ所 R4：26カ所 R5：28カ所 ・利用者数 R1：434人 R2：337人 R3：360人 R4：386人 R5：441人	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①日常生活支援	39	緊急一時保護（家庭）の実施	・身近な所で保護できる制度として必要とする人がある。	13	・事業を継続して実施します。	在宅の心身障害者（児）を介護している者が、一時的に家庭における介護が困難になった場合に、あらかじめ市に登録をしている介護人が家庭等で保護を行い、在宅介護を支援した。 【実利用人数】 R1：85人 R2：78人 R3：60人 R4：54人 R5：54人 【利用回数】 R1：1,839回 R2：1,415回 R3：540回 R4：565回 R5：567回	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	40	機能回復訓練事業の充実	・脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練（機能の維持を含む。以下同じ。）を実施する施設が少ない。	14	・心身障害者福祉センターの機能回復訓練に関する事業を推進します。	心身障害者福祉センターにおいて機能回復訓練事業を実施したが、入院や身体機能の低下等により通所が困難になった方がおり、利用者数が減少した。広報やHPの募集記事の掲載や、関係機関と連携し、必要としている方にサービス提供ができるよう情報周知を行った。 【利用者数】R3：505人 R4:934人 R5：888人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				15	・医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業を進めます。	現在、医療機関等と連携した機能回復訓練の事業については、進んでいない状況であるが、失語症言語リハビリでは、市内の病院に勤務するSTの見学を受け入れを行い、関係機関とのネットワークを拡大した。	C：やや不十分（5割程度）	
	40	日常生活用具の給付・補装具費の支給	・主に身体障害者の増加により、決定件数も増加している。 ・市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じた用具等の情報提供を行っている。	16	・日常生活を支援するため、補装具の給付・修理を行うとともに、日常生活用具を給付します。また、相談支援事業者等を通じて、引き続き適切な情報提供に努めます。	身体障害者の増加による給付件数の増加に対応し、適切に給付を行った。また、日常生活用具に関する情報提供を、市のホームページや窓口、相談支援事業所を通じて積極的に行った。 【日常生活用具給付件数】 ・介護・訓練支援用具 R1:55件 R2:50件 R3:43件 R4:42件 R5:63件 ・自立生活支援用具 R1:88件 R2:97件 R3:86件 R4:69件 R5:74件 ・在宅療養等支援用具 R1:92件 R2:84件 R3:94件 R4:91件 R5:83件 ・情報・意思疎通支援用具 R1:300件 R2:277件 R3:199件 R4:163件 R5:144件 ・排泄管理支援用具 R1:1,891件 R2:11,448件 R3:13,810件 R4:14,066件 R5:14,094件 ・小規模住宅改修 R1:10件 R2:6件 R3:7件 R4:9件 R5:7件	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				17	・市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じて引き続き情報提供を行い、適切な給付及び支給を行います。	日常生活用具の給付にあたっては、用具等の技術の進歩や利用者のニーズに応じた適切な給付を行うよう、業者に委託をした。引き続き市ホームページや窓口で情報提供を行う。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①日常生活支援	41	心身障害者や難病患者への福祉手当の支給	・経済的困窮者が多い。 ・各種手当の支給件数が増加している。	18	・心身障害者や、障害児、原因が不明で治療方法が確立されていない難病等の患者に対して、各種手当を支給します。	心身障害者や障害児、常時介護を必要とする心身障害者、特定疾病患者などに対する福祉手当の支給件数はおおむね増加傾向にあった。 【福祉手当の支給件数】 ・特別障害者手当 R2：8,805人 R3：9,228人 R4：9,761人 R5:10,078人 ・心身障害者福祉手当 R2：63,308人 R3：63,785人 R4：63,388人 R5:62,899人 ・障害児福祉手当 R2：3,332人 R3:3,421人 R4：3,573人 R5:3,607人 ・特定疾病患者福祉手当 R2：19,420人 R3:20,637人 R4：21,010人 R5:21,676人	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
				19	・社会状況などの変化を踏まえ、手当の支給方法について柔軟に対応します。	手当の制度自体が主に国・都で決められているため、制度内容については変更することはできないが、適正な手続きの範囲内で個々の事情に応じた柔軟な対応を実施した。	B：概ね達成（7割程度）	
	41	病院・施設等から地域への移行推進	・地域で暮らすための環境整備は進みつつあるが、十分ではなく、そこに定着できない人もいる。 ・重度化・高齢化により地域移行が難しい入所者が増えている。	20	・社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。	居住の場としてグループホームや日中活動の場として通所施設について、新規・継続の指定により施設の確保を行い、サービスを提供する事業者に対し、適切な指導、助言を行うことにより、サービスの質の向上に努めた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				21	・特に、重度・重複障害者向けのグループホーム等の整備に取り組み、地域移行を推進します。	障害者（児）施設整備補助を活用し、重度・重複障害者向けのグループホーム等の整備について、施設の建設を検討している事業者へ働きかけた。	C：やや不十分（5割程度）	
				22	・地域移行・地域定着についての相談機能の充実とともに、グループホーム等との情報交換を行うなど、関係機関との連携の強化を図ります。	・一般相談支援事業所地域移行/月 R1：7人 R2：4人 R3：8人 R4：4人 R5：11人 ・地域定着/月 R1：4人 R2：5人 R3：3人 R4：1人 R5：2人	B：概ね達成（7割程度）	
				23	・自立生活に向けた体験施設等を引き続き活用します。	東京都の精神障害者地域移行体制整備支援事業におけるグループホームの利用をはじめ、地域生活支援拠点事業での体験の場の活用や日中活動系事業の体験利用を体制的に取り組んだ。	B：概ね達成（7割程度）	
				24	・グループホーム等の体験利用の質の向上を図ります。	グループホーム等とも連携し、体験時に個別の事情に配慮した支援を行うことができるよう取り組みを行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				25	・地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助の個別給付を行います。	当事者個々の事情に寄り添った連携・支援を実施した。 ・地域移行/月 R1：7人 R2：4人 R3：8人 R4：4人 R5：11人 ・地域定着/月 R1：4人 R2：5人 R3：3人 R4：1人 R5：2人 ・自立生活援助/年 R1：16人 R2：30人 R3：29人 R4：40人 R5：38人	B：概ね達成（7割程度）	
				26	・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。	ピアサポート活動をより実施しやすい環境を整備し、地域移行に向け、効果的な活動をするための検討を行った。（地域移行支援部会の再編、精神科病院の入院調査、地域移行推進会議設置、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムでの協力体制・方法などの検討を行った）。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①日常生活支援	42	地域生活支援拠点等の運用	・ 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かして障害者の日常生活を支援するための、地域のネットワーク整備を行ったが、利用者のニーズに合った運用が必要とされている。	27	・ 地域の社会資源を活かして障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、切れ目ない支援の円滑な運用を図っていきます。	地域生活支援拠点等の機能を強化し、切れ目ない支援を円滑・柔軟に行う事ができる拠点コーディネーターの活用や面的に支援ができるよう、拠点協力事業所を増やす活動を行った。また、総合的な相談支援体制を構築するため基幹相談支援センターの開設準備にかかる会議を定期的に行った。 【地域生活支援拠点等で支援を行った実人数】 R2：88人 R3：100人 R4：102人 R5：104人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				28	・ 地域生活支援拠点事業の機能を拡充し、相談支援の強化を図ります。	拠点機能を強化し、相談支援体制を充実させるべく、検証や取り組みを実行し、基幹相談支援センターの実施に向けた準備を開始した。拠点事業所の相談機能を基幹相談支援センターに移し、本来の相談とサービスの統括機関としての働きにシフトしていくことが必要で、それぞれの役割の整理を行っていくことなどの検討を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
	42	共生型サービス事業所の整備	・ 65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がある。	29	・ 障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業所に行い、事業所の整備を図ります。	共生型サービス事業所は、現在2ヶ所となっている。障害者の高齢化は各事業所も課題と捉えており、経営面、運営面等で課題があるなど、整備が進まない状況が続いている一方で、利用者からは特に要望が出ていない現状である。	C：やや不十分（5割程度）	C：やや不十分（5割程度）
②相談・情報提供	43	障害者ケアマネジメントの充実	・ 利用者本人に適切な支援を行うためのサービス等利用計画の作成が必要である。 ・ ケアマネジメントの実施体制が十分ではない。	30	・ 地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、個々の障害福祉サービスの利用状況を確認しながら必要の応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。	セルフ率は依然として高い。サービス利用の必須条件とする方法もあるが、障害者の自立を考えた場合に、自身で計画を作成することは非常に意義のあることでもある。本市では、個々の状態を見極めた上で、相談支援事業所の必要性が高い方を繋ぐ方法で運用しているが、事業所不足は慢性的に続いている。必要な方に十分なケアマネジメントを実施するため、計画相談支援事業所をサポートするコーディネーターを設置し活用した。 【セルフ率】 ・ 障害者 R1：51% R2：51% R3：53% R4：51% R5：49% ・ 障害児 R1：78% R2：87% R3：82% R4：84% R5：85%	C：やや不十分（5割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				31	・ ケアマネジメントを主に担う相談支援事業所の増加など、実施体制の充実に向けた検討を行うとともに、サービス等利用計画の周知に努めます。	計画相談支援事業所の運営がしやすいよう、地域生活支援拠点事業において計画相談事業所をサポートするコーディネーターを設置し運用した。この機能は基幹相談支援センターに引き継ぐ方向で検討を進めている。また相談支援事業所の案内（一覧）を刷新し、市民がより多くの情報を得られるよう、相談支援事業所連絡会と市が合同で作成した。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
②相談・情報提供	44	相談・情報提供体制 の拡充	・相談を受ける場は増加しているが、十分ではない。 ・相談支援専門員数は増加しているが、難病を含む様々な障害に対応できる体制は整っていない。 ・医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達について相談を受けている。 ・福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分行き渡っていない。 ・医療的ケア児に対応できる支援者が求められている。	32	・ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談・情報提供体制の拡充を図ります。	委託相談事業や医療的ケア児コーディネーター事業など切れ目ない相談窓口は増えているが、それらを総合的にコーディネートするなど、相談の統括機能を有する基幹相談支援センターの設置は地域の相談体制において非常に重要な意味を持つ。 また、相談事業所の体力を強化し、受入人数を増やすことで相談支援を希望する市民が確実に利用できる環境を提供する必要がある。本市でも総合的に相談を受け付け、各分野との連携・調整やライフステージ毎に適切な相談窓口に繋ぐ体制を組織的に行えるよう、当該センター設置の検討を行った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				33	・重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な相談体制を構築します。	・包括的な地域福祉ネットワーク会議を通じ、多機関との連携した支援体制の構築にかかる検討を行ったほか、重層的支援体制整備事業の深化・推進に向けた地域生活課題の早期発見・早期支援に向けた包括的な支援体制の構築を目指す、「第4期八王子市地域福祉計画」を策定した。 ・市内13か所に対象者の属性を問わない相談を受け付けるはちまるサポート（八王子まるごとサポートセンター）を整備し、どこに相談すればいいかわからない市民の困りごとを受け止める体制を構築した。 ・令和5年度は重層的支援体制事業の他機関連携の機能（はちまるサポートの拠点化含む）と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでの地域づくりの中で、はちまるサポートのCSWと病院職員が協働して地域のお困りごとに対応するモデル事業を検討し、精神科病院などの協力も得ながら、地域課題への積極的アウトリーチ事業を令和6年度から実施できるようになった。	B：概ね達成（7割程度）	
				34	・障害者相談員のスキルアップを図り、地域における相談体制を充実します。	相談員を対象とした研修を企画し、さまざまな相談内容に対応できるようスキルアップを図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				35	・相談支援専門員の研修を行うなど、相談・情報提供機能のさらなる向上を図ります。	相談支援専門員の初任、現任者を対象とした研修を実施し、相談業務の質の向上を図るとともに、専門員間の連携を深めるための場を提供に努めた。	B：概ね達成（7割程度）	
				36	・難病を含む様々な障害のある方からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。	障害当事者、支援者、関係機関職員等で構成している障害者地域自立支援協議会をはじめ、特別支援学校等の各種関係団体との懇談会などにより、地域での課題や障害による様々な問題等について、定期的に情報交換・共有を図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				37	・障害児の一貫した発達についての相談を引き続き受けるとともに、ライフステージに即した切れ目ない支援につながるよう情報共有を行っていきます。	「はちおうじっ子マイファイル」事業で障害児のライフステージに即した切れ目ない支援を推進するとともに、障害者地域自立支援協議会子ども部会を開催し、障害児と家庭を支援するために現状の把握と情報の共有を行い、支援を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				38	・福祉のしおりやホームページをはじめ、様々な方法を活用して、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報提供体制の充実を図ります。	福祉のしおりの音声読み上げ版を作成、ホームページに掲載するとともに、UD対応及びテキスト版を作成し、情報保障、情報提供の充実を図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				39	・地域生活支援拠点事業所等に医療的ケアコーディネーターの配置を検討します。	令和5年1月より、医療機関と関係性が強い事業所2カ所に医療的ケア児コーディネーター事業を業務委託することにより実施。家族相談や支援者支援、市民への啓発などの活動を行った。 【相談件数】令和4年度（1～3月）53件 令和5年度262件	A：十分達成（9割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
②相談・情報提供	45	当事者活動支援	・障害の受容や理解ができない、あるいは生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、継続して取り組む必要がある。 ・障害当事者に対し、学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、当事者のスキルアップが必要となる。	40	・障害当事者自身によるピアカウンセリングなど、相談支援機関を活用し、当事者活動への支援体制の充実を図ります。	これまでのピアサポート活動に加え、事業所へ東京都実施のピアサポート研修への参加を積極的に促し、事業所等支援機関でのピアサポーターの雇用や活用が積極的に図られるよう周知し、当事者活動への支援体制の充実や理解を広めた。	C：やや不十分（5割程度）	C：やや不十分（5割程度）
	45	障害者ひきこもり対策	・発達障害児支援室において未就学の障害児及び就学時（不登校児童を含む）の療育を実施し、早期対応によるひきこもりの防止に取り組んでいる。 ・家族だけで支えていることが多いため、長期化する傾向がある。	41	・家族、行政、医療機関、施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所の活用により、相談支援・情報提供を図ります。	福祉、保健、医療、教育の関係者による障害者地域自立支援協議会子ども部会を開催し、連携を強化した。 保健所では、保健師や専門医によるこころの健康相談を実施。 【保健師によるひきこもり相談件数（電話・面接・家庭訪問等）】 令和4年度：145件 令和5年度：127件 【専門医相談によるひきこもりに関する相談件数（面接による相談）】 令和4年度：13件 令和5年度10件	B：概ね達成（7割程度）	C：やや不十分（5割程度）
				42	・障害当事者や家族を支援するため、医療機関への受診等体制整備を図ります。	地域での関わりも少ないひきこもりの方は、行政の支援に繋がらないケースが多く、発見も難しい状況である。結果、医療機関への受診に結びついていない。今後は、地域、行政が一体となり、ひきこもりの発見から支援に繋げるための連携体制を整える必要がある。	C：やや不十分（5割程度）	
	46	保健福祉サービスの充実	・保健福祉センターにおいて、障害者も利用できる保健師・栄養士・歯科衛生士による相談や教室等を実施している。	43	・保健福祉センターにて、健康に関する相談や教室などを引き続き実施していきます。	保健福祉センターにて、保健師、管理栄養士等による健康づくりや栄養相談などを実施した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
③保健医療サービス	46	早期発見・早期治療体制の整備	・障害者も対象とする各種健診（検診）を実施しているものの、相談支援等の体制は十分でない。	44	・障害者の健診（検診）の受診に関する相談支援等の充実を図るとともに、疾病予防及び早期発見、早期治療のための健診（検診）を引き続き実施します。	健診（検診）の受診を希望する障害者に対して、各種健診（検診）を実施しており、受診に関する相談に適宜対応した。	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
	47	医療連携の推進 ※次ページへ続く	・地域の医療機関における障害理解や支援体制の構築が十分でない。 ・障害を理由に診てもらえない場合がある。 ・障害者が受診できる医療機関の情報が周知されていない。 ・障害者歯科医療連携について、障害者歯科診療所の拡充を図っている。	45	・八王子市中核病院（東京医科大学八王子医療センター及び東海大学八王子病院）と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。	・東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部附属八王子病院と地域の医療機関等との連携を図り、障害者を含めた患者に対し一定の治療後、地域移行を進めた。 【中核病院から地域の医療機関への返送率・逆紹介率】 ・返送率（紹介元への返送） R3年度：54.6％ R4年度：56.0％ R5年度：53.7％ ・逆紹介率（紹介状なし、または紹介元以外への送り） R3年度：83.9％ R4年度：84.7％ R5年度：82.8％ ・一般歯科診療所で治療が困難な障害児（者）も安心して診療を受けられるよう、障害者歯科診療所の運営を行った。 【延受診者数、診療日数】 R3年度：1,530人・109日 R4年度：1,450人・109日 R5年度：1,448人・110日	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				46	・地域における障害者の利便性に考慮した医療機関の情報提供について検討します。	医療機関の情報については、市のホームページで「医療機関ガイド」として案内しており、診療科目、住所（地区割）等、必要な情報からも医療機関等検索できる情報を提供した。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
③保健医療サービス	47	医療連携の推進 ※前ページの続き	・地域の医療機関における障害理解や支援体制の構築が十分でない。 ・障害を理由に診てもらえない場合がある。 ・障害者が受診できる医療機関の情報が周知されていない。 ・障害者歯科医療連携について、障害者歯科診療所の拡充を図っている。	47	・小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。	障害者支援施設及び共同生活援助事業所が、協力歯科医療機関を定めることを義務化し、全ての事業所・施設において、協力歯科医療機関を設定し、順次体制を整えた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	47	救急医療体制等の充実	・夜間救急診療所の運営を始め、障害の有無に関わらず、切れ目のない救急医療体制を整備している。	48	・障害者に対する夜間休日の救急医療体制について、八王子市医師会等と連携を図りつつ検討します。	夜間救急診療室（所）を毎日午後8時から11時まで運営するとともに、小児科・内科・外科の二次救急指定病院においては、休日の午前9時から午後5時まで、平日の午後5時から翌日の9時まで診療を行い、障害の有無にかかわらず、切れ目のない救急医療体制を整備した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	48	医療の整備	・小児神経外来や小児精神外来及び在宅医療の拠点となる専門医等、地域の障害者の生活を支えるネットワークの中心を担う医療機関が市内には存在しない。 ・成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分でない。 ・小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。	49	・重度・重複障害者の医療について、福祉、保健、医療、教育等障害者支援ネットワークの構築を進めます。	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する「八王子市医療的ケア児支援検討会」を開催し、在宅医療を推進していくための医療・福祉等の資源や対象者の現状の把握、医療的ケア児の支援等について協議した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				50	・小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の充実を図ります。	小児・障害メディカルセンターで実施している小児障害外来について、事業費の一部を補助することで、安定した事業実施が行えるよう、支援した。 【島田療育センターはちおうじ 療育診療外来患者数】 R2年度：27,418人 R3年度：27,533人 R4年度：27,617人 R5年度：27,722人	B：概ね達成（7割程度）	
				51	・成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、地域の医療機関との連携などを図ります。	自立支援協議会の専門部会や地域の相談支援体制の中で、医療機関との連携が図れるよう努めた。	B：概ね達成（7割程度）	
	48	療育の整備	・療育を行う事業者は増えているが、医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場は依然として少ない。	52	・福祉、保健、医療、教育の連携を強化し、障害児の早期療育体制の充実を図ります。	医療的ケア児等の協議等の場として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する「八王子市医療的ケア児支援検討会」を開催し、在宅医療を推進していくための医療・福祉等の資源や対象者の現状の把握、支援等について協議し、医療的ケア児の早期療育体制の充実を図った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				53	・障害児（医療的ケアを必要とする）のための療育・訓練の場の充実を図ります。	医療的ケアを必要とする児童の受け入れについては、施設整備補助を活用するよう事業者に働きかけ、場の確保に努めた。 また、東京都が実施するたん吸引等医療的ケアに係る研修を事業者に周知することで受講を促し、従事者及び療育の質の向上を図った。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
③保健医療サービス	48	医療費に対する支援	・障害者医療費助成を必要としている人がいる。	54	・障害者の医療費について助成します。	心身障害者医療費の助成や自立支援医療、難病医療費助成制度などを活用して、障害者の医療費助成を適切に行った。 【医療費に対する支援の件数】 ・心身障害者医療費 R1：5,147件 R2：5,204件 R3：5,162件 R4：5,130件 R5：5,090件 ・自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療） R1:15,518件 R2：11,089件（精神のみ10,663件、更生417件、育成9件） R3：12,060件（精神のみ11,629件、更生420件、育成11件） R4：12,536件（精神のみ12,101件、更生423件、育成12件） R5：14,210件（精神のみ13,764件、更生441件、育成5件） ・難病医療費 R1:7,041件 R2：2,077件 R3：6,166件 R4：6,504件 R5：6,624件	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
④障害児支援	49	障害児への支援の充実	・成長に応じた切れ目のない支援を行うため、赤ちゃん訪問等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 ・障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。	55	・「はちおうじっ子マイファイル」配付時等に障害児の相談先の周知を図ります。	障害児のライフステージごとに想定される課題と、その相談先を一覧としたパンフレットを作成し、はちおうじっ子マイファイルと一緒に配布し、相談先の周知を図った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				56	・保健福祉センター等と連携し、児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談に取り組みます。	児童発達支援センター（すぎな愛育園）で障害児の一貫した発達について相談支援を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				57	・障害者地域自立支援協議会にて、ライフステージに即した切れ目のない支援を行うために、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援するための協議を行います。	障害者地域自立支援協議会の「こども部会」では、ライフステージに即した切れ目のない支援に関する現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行のための支援について協議した。昨年度についても引き続き、重症心身障害児支援等について検討を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
	49	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	・病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者と家族への支援が求められている。 ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。	58	・看護師等が重症心身障害児（者）等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を適切に運用し、家族等が休めるようにします。	・子ども部会の重症心身障害児ワーキンググループで検討していた、重症心身障害者（児）等在宅レスパイト事業を、令和2年度から開始した。 重症心身障害児・医療的ケア児の家に訪問看護事業所の看護師を派遣し、医療的ケアを代わりにに行い、家族等レスパイトを支援した。 【延べ利用回数】 R2：65回 R3：101回 R4：191回 R5：275回 ・公立保育園3園と民間保育園2園において、看護師等を配置し、令和3年に策定した「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児の受入可能な体制を整えた。 【医療的ケア児の受入数】 R1：9人 R2：11人 R3：12人 R4：8人 R5:11人（公立4人）	A：十分達成（9割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				59	・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する場において、医療的ケア児への支援について検討します。	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する「八王子市医療的ケア児支援検討会」を開催し、在宅医療を推進していくための医療・福祉等の資源や対象者の現状の把握、医療的ケア児の支援等について協議した。	B：概ね達成（7割程度）	
				60	・重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを事業者に働きかけます。	新規開設相談の事業所等に対し、継続して施設整備補助の活用も含め、重度・重複障害児や医療的ケアの受入れしてもらえるよう働きかけた。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
④障害児支援	50	障害児保育の充実	・ 保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しているが、障害児受け入れのニーズも高まっている。 ・ 保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。 ・ 保育所・学童保育所において障害児の受け入れに配慮している。	61	・ 保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れを行うとともに、学童保育所における障害児の受け入れ拡充を図ります。	・ 各保育所で障害児を積極的に受け入れたほか、職員のスキルアップのための各種研修にも取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う影響も多少あったが、研修や巡回発達相談の件数は令和3年度に比べ増加した。 【市内保育所の障害児在籍数】 R1：474人 R2:481人 R3:公立85人（公公57人、公民28人） R4:公立92人（公公62人、公民30人） R5:公立85人（公公60人、公民25人） 【巡回発達相談件数】 R1：346件（フォロー数26件含） R2：273件（フォロー数64件含） R3：246件（フォロー数20件含） R4：289件（フォロー数なし） R5：274件（フォロー数なし） ・ 学童保育所では職員を加配し、1施設当たり最大4名まで障害児を受け入れた。また加配認定されない児童でも、入所に際しては保育園、子ども家庭支援センター及び児童館職員から保育上のアドバイスを受けて受け入れをすることで、子どもによりよい保育環境を提供するよう努めた。 【学童保育所の要介助児童数（4月1日時点）】 R1：79人 R2：76人 R3：68人 R4：72人 R5：81人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				62	・ 保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組めます。	巡回相談については、461件の申請があったところ、274件（保育園229件、幼稚園45件）の実施となった。大学等関連機関や児童発達支援センター等の臨床心理士等に相談員を委託し、巡回後、施設においてカンファレンスを行うことで保育従事者のスキル向上を図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				63	・ 障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。	サービスの認知及び児の集団生活への適応に対する不安を持つ保護者のニーズの高まりと保護者への制度周知の進捗から利用者は増加した。 【保育所等訪問支援】 R1：18人 R2：92人 R3：142人 R4：165人 R5：1,312人	A：十分達成（9割程度）	
				64	・ 保育所等訪問支援事業所の拡充について検討します。	サービスの周知の広まり及び児の集団生活への適応に対する不安を持つ保護者のニーズの高まりから利用者は急増している。保護者への周知も進み、対応する事業所も令和5年度末で9事業所（令和元年度末：2事業所）と急速に増加している。 【保育所等訪問支援】 R1：18人 R2：92人 R3：142人 R4：165人 R5.1,312人	A：十分達成（9割程度）	
				65	・ 重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の拡充について検討します。	重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービスについて、行政から積極的に開設に向けた働きかけを行った。	C：やや不十分（5割程度）	
	50	障害児の放課後活動（余暇支援）の充実	・ 放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。。	66	・ 放課後等デイサービスや日中一時支援の活用を図ります。	利用者数は伸びているものの、重度・重複障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所が十分でない。日中一時支援等との併用等、活用を図ってはいるが、重度・重複障害児の受け入れ先は十分でない。数量よりも利用者のニーズにあった事業所が必要とされている。	C：やや不十分（5割程度）	C：やや不十分（5割程度）
				67	・ 放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所に対して適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。	放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所に対して指定更新時などに適切な指導等を行い、サービスの質の向上を図った。	C：やや不十分（5割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
⑤家族支援	51	ライフステージに即した支援の充実	・障害者のライフステージに即した相談支援体制の整備は十分とは言えない。	68	・障害者の家族に対して、ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談先の明確化、相談支援体制の周知・充実を図ります。	個別の相談機関はあるが、総合的な相談窓口の設置が課題となっている。利用者にとって相談先が明確になるよう、相談支援体制の構築・充実を進める必要がある。そのため基幹相談支援センターの調整機能が障害分野でその役割を担う方向で検討している。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	51	障害者の家族のネットワークづくりの促進	・障害者の家族会について、設立相談や会場の提供、企画の相談、代表者のサポート等を行っており、継続して取り組む必要がある。 ・相談先のひとつとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。 ・発達障害者の家族同士の情報共有や交流の場が必要とされている。	69	・相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。	障害児・者の家族の会に継続的に参加し、関係づくりを行っている。相談支援の際に、必要な方には市内の家族会の情報提供を行っている。 【家族会へ保健師が参加した回数】 R4 精神：19回 難病：20回 母子：4回 R5 精神：19回 難病：15回 母子：4回	B：概ね達成（7割程度）	C：やや不十分（5割程度）
				70	・家族会に関する情報の提供を図ります。	障害者福祉に関する情報提供冊子の「福祉のしおり」を活用して、相談先等を探している家族へ情報提供を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				71	・発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメンターの育成に努めます。	教育・子育て等の関連所管と情報共有しながら、家族の不安を軽減できるような環境整備するための情報収集を行った。単独での事業実施は困難であることから引き続き家族同士の情報共有の場の確保など時間をかけての対応が必要。	C：やや不十分（5割程度）	
	52	介護を行う家族支援の充実	・介護を行う家族が身体的、精神的な疲労で困憊したり、家族の高齢化が進み、支えきれない現状がある。 ・重症心身障害児（者）の家族等が一定時間休養を取れることが求められている。	72	・一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。	保護者の休養、疾病、冠婚葬祭等緊急時に介護人を派遣するとともに、施設で緊急一時保護を行い、支援を行った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				73	・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児（者）の家族等の一定時間の休養取得を図ります。	重症心身障害児（者）等については、令和2年度から重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を開始し、在宅で介護する家族等支援の充実を図った。令和2年度に事業を開始し、令和4年度は利用者が大幅に伸びた。 R2：65件 R3：101件 R4：191件 R5：275件	B：概ね達成（7割程度）	
				74	・複数の障害児がいる家族への支援の充実を図ります。	同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、障害児通所給付等を併せて利用した場合で基準額を超えた分は、高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給し、経済的支援を行った。 また、都の制度により就学前の障害児通所支援利用児童について、第2子については利用負担が無料になる経済的支援が開始された。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
（2）住まいの確保と整備	53	【基本的な考え方】 ・障害者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、住居の供給、確保を進めるとともに、住宅整備の改善、居住に関する相談・情報提供などの事業を支援します。						
①住まいの確保	53	障害者用住宅の整備	・障害者住宅のニーズが高い。	75	・障害者が自立して生活できるよう、公営住宅において障害者向け住宅の整備を促進します。	車いす用住戸については、5ヶ所の市営住宅で計16戸（単身者向5戸・世帯向11戸）、バリアフリー住戸についても4ヶ所の市営住宅で計513戸（単身者向120戸・世帯向393戸）を運営した。（令和5年度末時点）	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
	53	グループホーム整備の促進	・障害者の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化などを背景に、重度・重複障害者も利用できるグループホームの需要がある。 ・重度・重複障害者が利用できるグループホームが不足している。	76	・重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホームの整備について、事業者に働きかけます。	障害者（児）施設整備補助を活用し、重度・重複障害者向けのグループホーム等の整備を働きかけた。	C：やや不十分（5割程度）	C：やや不十分（5割程度）
				77	・グループホームに対する適切な指導等や、ネットワークづくりの推進により、サービスの質の向上を図ります。	平成28年より自立支援協議会にGH連絡会を設置し、課題検討、情報交換、外部講師による研修等を実施し、より良い支援の実現に向けた取り組みを行った。 【グループホーム利用者数】 R1：772人 R2：826人 R3：885人 R4：920人 R5：990人	B：概ね達成（7割程度）	
	54	居住支援事業の充実	・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っており、継続して取り組む必要がある。	78	・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。	・平成28年2月に設立した八王子市居住支援協議会において、民間賃貸住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者の入居相談に応じる不動産店「居住支援協力店」の登録を促進し、その情報を、ホームページに掲載した。（協力店登録数は、令和5年度末33店で計画当初より3店増） ・居住支援に関する市民からの問い合わせに対応した。（令和5年度213件、計画期間合計449件） ・居住支援協力店と協力し、住宅相談会を開催した。（令和5年度6回開催、計画期間合計16回開催（内4回南大沢分館））	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
②暮らしやすい住宅への改修	54	住宅設備改善に関する相談の充実	・住宅設備改善に関する相談を必要としている人がいる。	79	・住宅設備改善についての相談の充実を図ります。	相談支援事業所などを活用し、居住の手続や住宅改修等に関する相談を受けた。なお、市営住宅については住宅政策課が相談を受けた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
	54	住宅設備改善の給付	・住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。	80	・障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。	重度の身体障害者を対象とする小規模改修や中規模改修など住宅設備費の助成を、ニーズに応じて適切に行った。 【小規模住宅改修費】 R1：10件 R2：6件 R3：7件 R4：9件 R5：7件	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
（３）福祉施設の整備	55	【基本的な考え方】 ・ 障害者の地域生活への移行及び地域定着を促進するために、関係団体と連携しながら通所施設や既存の福祉施設の整備を進めます。						
①施設整備の促進	55	通所施設等の整備	・ 障害者の介護、訓練、創作・生産活動及び相談、就労移行、就労継続に必要な支援を行う日中活動系施設の数が増加しているが、行動障害や医療的ケア等多様なニーズに対応できる通所施設が必要とされている。 ・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間延長や重度障害者の受け入れ先が不足している。 ・ 肢体不自由者の施設が少ない。	81	・ 障害者の地域生活への移行を推進し、障害者の社会参加の機会を拡充するため、通所施設等日中活動の場のさらなる充実を図ります。	市内にある障害福祉サービス事業所に対して運営に係る経費を補助することにより、通所施設等日中活動の場へ支援を行った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				82	・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間の延長や重度障害者を受け入れられる通所施設等のさらなる整備を進めます。	通所施設については新規に開所する通所施設もあり、拡充がなされた。 【通所施設（日中活動系サービス）の事業所数と利用者数】 ・ 生活介護 R2：63か所・1,350人 R3：64か所・1,372人 R4：66か所・1,375人 R5：69か所・1,387人 ・ 就労移行支援 R2：17か所・392人 R3：20か所・408人 R4：19か所・423人 R5：21か所・429人 ・ 就労継続A型 R2：7か所・164人 R3：8か所・184人 R4：11か所・217人 R5：12か所・244人 ・ 就労継続B型 R2：69か所・1,453人 R3：73か所・1532人 R4：77か所・1,658人 R5：80か所・1,782人	B：概ね達成（7割程度）	
				83	・ 肢体不自由者の施設整備を支援します。	新規開設相談時に、様々な障害種別にも対応（受入）できるよう、働きかけるとともに、施設整備にかかる支援策についても情報提供を行った。	C：やや不十分（5割程度）	
2．ともに学び、働き、社会参加するために	56	教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実						
（１）学習環境の整備	56	【基本的な考え方】 ・ 可能な限り全ての児童・生徒が共に教育を受けられるよう、また、支援を要する児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育環境を整備していきます。 ・ 学齢期以降も自らの興味や希望に基づいて、学びながら自立した暮らしができるよう、生涯学習環境を整備します。						
①支援を要する児童・生徒への教育の充実	57	通常学級における支援の充実 ※次ページへ続く	・ 通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理士等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・ 保育園・幼稚園・小学校等の連携により、保育・教育関係者の連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加しており、その背景も多様化・複雑化している。	84	・ 通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、心理士による巡回指導や学校サポーターの配置による学習環境のさらなる整備を引き続き行います。	学校サポーターを各学校へ配置し通常学級における発達障害や肢体不自由の児童生徒への支援の充実を図った。また、市の巡回相談チームの心理士、作業療法士、言語聴覚士等による巡回相談の実施のほか、東京都から各校に派遣されているスクールカウンセラーや心理士等を活用し、カウンセリングや巡回相談などを行った。 【学校サポーターの登録者数（固定学級も含めて集計）】 R4年度：698人 R5年度：706人 【心理士等による巡回相談の件数】 R4年度：小学校339件／中学校11件 R5年度：小学校352件／中学校18件	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				85	・ 就学支援シートの活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供します。	保・幼・小連携により、保育・教育関係者の連携及び知識修得を図り、就学支援シート（すくてくシート）の活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供した。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①支援を要する児童・生徒への教育の充実	57	通常学級における支援の充実 ※前ページの続き	・通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理士等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・保育園・幼稚園・小学校等の連携により、保育・教育関係者の連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加しており、その背景も多様化・複雑化している。	86	・小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。	各学校（市立小学校、義務教育学校（前期））で年間指導計画に位置付け、小学校、義務教育学校（前期）第1学年への円滑な接続を行った。	A：十分達成（9割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				87	・小中学校におけるマイファイル作成のため、各学校が保管、引継いでいく支援が必要な児童・生徒の情報をまとめるサポートファイルの仕組みを推進します。	特別な支援が必要な児童・生徒の情報をまとめて保管するためのキャビネットを令和5年度は新規で15校（累計94校）に配備し、サポートファイルの仕組みの推進を図った。	A：十分達成（9割程度）	
				88	・総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、保護者や児童・生徒、学校からの相談への対応の充実を図ります。	心理相談員を対象に、スーパーバイザーを活用した事例検討会を6回、内部研修会を4回実施し、多様化・困難化の傾向にある相談に対応するための相談員の専門性の向上を図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				89	・幼児期からの相談体制を含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制の仕組みを構築します。	保・幼・小連携により、保育・教育関係者の連携及び知識修得を図り、就学支援シート（すくてくシート）の活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供した。	A：十分達成（9割程度）	
	58	通常学級における障害理解の推進	・通常学級の児童・生徒、保護者、教職員に対して、障害理解のためのガイドブックを活用した授業や、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・インクルーシブ教育が推進されている。 ・学校において児童・生徒の発達段階や障害に応じた指導・支援が求められている。	90	・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。	・市立学校の特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の交流を行い、障害理解がより深まるよう図った。副籍制度での交流や、総合的な学習の時間等での障害者施設との交流により、障害に対する理解を深めた。また、令和5年度は、市立学校教員等を対象に特別支援教育に関する研修を以下のとおり実施した。 ・特別支援教育研修 初級（計8回） ・特別支援教育研修 中級（計6回） ・特別支援教育研修 上級（計5回） ・難聴・言語障害学級担当者研修（計4回） ・特別支援教室専門員（各校配置・東京都会計年度専門職）へのサポート力向上を目的として、市独自の研修を実施した。（学校サポーター上級育成講座と合同） R5年度：1回 ・学校サポーターを対象に研修を実施し、一人ひとりの障害に対する理解力や支援力の向上を図った。 R3年度：研修1回・育成講座15回 R4年度：研修1回・育成講座9回 R5年度：研修1回・育成講座9回	A：十分達成（9割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				91	・小学生を対象に、ガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。	ガイドブック「みんなちがってみんないい」の小学生版を用いた授業を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				92	・共生社会の実現を目指して、副籍制度や障害者施設との交流等により、障害のある子どもとない子どもの共同学習や、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。	副籍交流では間接交流や直接交流を各校で工夫しながら、共同学習や地域の障害者との交流を実施し、障害に対する理解を深めた。	B：概ね達成（7割程度）	
	58	就学前の療育の充実	・就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる期間の整備はまだ十分ではない。 ・就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。	93	・就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育に関する相談ができる場や療育ができる機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。	障害の早期発見・早期支援のために、小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、未就学児だけでなく就学児（不登校児童を含む）への療育を実施し、相談支援事業・療育支援事業・普及啓発事業等を行った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				94	・就学前の障害児の療育に関する相談機能の充実を図ります。	小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、未就学児に対する相談支援事業等を行った。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①支援を要する児童・生徒への教育の充実	59	特別支援学級の充実	・特別支援学級の需要が高まっている地域において、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。 ・障害児については、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組が必要である。	95	・地域の実情に応じて知的障害（固定制）学級の新設や特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。	令和6年4月に第三小学校、川口中学校に知的障害（固定制）学級を開設し、児童・生徒が地域の学校で学べる環境を整備した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				96	・子ども達の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会を得られるよう教員の育成を図っていくと同時に、特別支援コーディネーターを中心とした、校内での指導・支援体制の充実を図ります。	市立学校教員等を対象に、子どもたちの特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会を得られるよう教員の育成を図った。また、特別支援教育コーディネーター研修を年2回実施し、校内での指導・支援体制の充実を図った。	B：概ね達成（7割程度）	
				97	・特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的な配慮の視点を持った施設の整備や支援機器等の活用を図ります。	第三小、檜原中、川口中に入学する生徒の受け入れによる増学級及び備品等の配置や長沼小、東浅川小、中山小、中野北小、七国小、上柚木中、川口中、第二中に於ける必要な電気・空調設備の改修など、入級・通級する児童や生徒に適した環境を整備した。	B：概ね達成（7割程度）	
				98	・引き続き、就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や教育内容の充実につなげます。	就学相談において、医療機関、幼稚園、保育園等と資料のやり取りや電話連絡により、新就学児の情報を集め、該当児童にとって適切な就学先の検討を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
	59	高等教育の機会の確保	・一部の大学では、障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めているが、依然として障害者が高等教育を受ける機会を得るのは難しい。	99	・障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に障害者の受け入れと障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。	大学コンソーシアム八王子において、教職員の能力開発や情報交換を目的とした「FDSDフォーラム」でテーマとして取り上げられることなどが考えられるが、令和5年度では、「大学の生存戦略」をテーマにリカレント教育や、高大接続に関する分科会が開催されたものの、障害者の高等教育に関する内容を取り上げたものはなかった。		C：やや不十分（5割程度）
				100	・大学コンソーシアム八王子において、障害者を含む多様な学生への対応について、理解を深めていきます。	大学コンソーシアム八王子では、障害者を含め多様な学生の活動を支援している。障害者を主な対象としたものではないが、学生の地域活動を支援する学生企画事業補助金や、留学生に情報共有の場を提供する留学生座談会などの事業を展開した。	B：概ね達成（7割程度）	
②生涯学習の推進	60	講座・講習を受けるための環境整備	・市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数はまだ少ない。 ・障害者が社会生活を送る上で必要な知識や能力を学習する機会が必要とされている。 ・市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場、設備や資料に工夫を施す等の様々な取組を行っているが、引き続き障害者への配慮が必要である。	101	・市民講座・講習の開催情報や障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市のホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。	生涯学習センター3館を利用する障害者団体に対して施設の使用料金を減免することで、障害者団体の自主的な学習活動を支援した。なお、クリエイトホールでは、施設利用回数全体の約10%が障害者団体の利用となっている。 【生涯学習センター3館の障害者団体利用状況】 R1：1,713団体 17,876人 R2：971団体 7,056人 R3：1,170団体 8,269人 R4：1,154団体 10,925人 R5：1,406団体 15,242人	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
				102	・障害者を対象とした講座・講習を増やしたり、一般の講座・講習においても障害者が参加しやすい配慮を行うなど、生涯学習への参加機会の拡充を図ります。	車いす使用者に専用机を用意したり、介助者や手話通訳者が無料で講座に同行できるような対応を行っているほか、講座の資料をA3判で作成し読みやすいものにするなど、障害者が講座に参加しやすい環境づくりに努めた。	A：十分達成（9割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度	
②生涯学習の推進	61	自主的な学習活動を行うための場の提供	・各大学等の施設開放状況（図書館施設・運動施設・教室等）を大学コンソーシアム八王子のホームページにて公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。 ・施設の使用料を減免やバリアフリー化など障害者への学習支援を行っているが、自主的な学習活動を行うためのさらなる支援が必要である。	103	・施設の開放状況について情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力を働きかけます。	各大学等の施設開放状況（図書館施設・運動施設・教室等）を更新し、大学コンソーシアム八王子のホームページで公開した。	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）	
				104	・障害者が自主的な学習活動を行うためのグループの活動を支援します。	市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センターにおいて、「有料公共施設減免対象障害者団体等登録台帳」に記載されている団体等の利用料金を減額した。また、障害者手帳等を提示の方の駐車場利用料金を減免した。	A：十分達成（9割程度）		
				105	・自主活動グループを支援するため、講師、指導者等の派遣を進めます。	出前講座等により、講師、指導者の派遣を行った。	A：十分達成（9割程度）		
（2）就労支援	62	【基本的な考え方】 ・地域における自立と社会参加を進めるため、就労に関する相談機能の充実を図るとともに、企業等における障害者雇用の促進や福祉的就労のさらなる活用など多様な就労の機会の拡充や就労定着の促進を図ります。							
①就労支援の促進	62	情報提供・相談機能の強化	・就労希望の障害者、雇用を希望する企業に対して、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信を行っているが、十分ではない。	106	・障害者就労・生活支援センター等と連携し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた難病を含めた障害者の雇用に関する情報の発信を強化します。	「八王子市障害者就労・生活支援センターふらん」を中心に、ハローワーク八王子や障害者就業・生活支援センターTALANT、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を図り、障害者への就労支援（職業相談、職場実習等）と生活支援を行った。 【「ふらん」の支援件数】 R5：就労支援 8,109件 生活支援 1,841件	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	63	就労ネットワークの構築	・障害者地域自立支援協議会において、支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係各所との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。	107	・障害者地域自立支援協議会を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携などを図りながら、難病を含めた障害者の就労を支援します。	障害者地域自立支援協議会の就労支援部会において、関係各所との連携強化と情報共有を図った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	63	就労移行支援施設等の活用	・特別支援学校の卒業生を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。	108	・就労移行支援施設の活用などにより、就労への移行を促進します。	就労移行支援事業所の利用は、就労意識の高まりなどを背景に増加した。 就労移行支援 R1：392人 R2：391人 R3：407人 R4：423人 R5：428人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	63	個別移行支援計画の活用	・一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。	109	・特別支援学校生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、就労・生活支援センターなどが中心となって、障害者・家族・学校・通所施設（福祉的就労）・企業などが連携し、就労支援を促進します。	関係する特別支援学校と実施に係る調整を行っており、例年通り取り組みを進めた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	63	就労定着支援の活用		110	・平成30年度（2018年度）新設のサービスのため、今後さらなるサービスの浸透を図り、就労定着の支援に繋がっていきます。	就労に関する意識の高まりなどを背景に利用者数は増加した。 就労定着支援 R1：92人 R2：110人 R3：139人 R4：156人 R5：161人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	64	企業への啓発及び就労・雇用の拡大 ※次ページへ続く	・全ての企業等が障害者法定雇用率を達成しているわけではない。 ・市内企業への障害者雇用の働きかけや障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備はまだ十分とは言えない。	111	・障害者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。	「八王子市障害者就労・生活支援センターふらん」を中心に、ハローワーク八王子や障害者就業・生活支援センターTALANT、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を図り、障害者への就労支援（職業相談、職場実習等）と生活支援を行った。 【「ふらん」の支援件数】 R4：就労支援 8,197件 生活支援 1,076件 R5：就労支援 8,109件 生活支援 1,841件	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
		112	・障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企業が雇用しやすい環境を整備します。	ジョブコーチや就労支援コーディネーター等の派遣により、雇用の推進を図った。	B：概ね達成（7割程度）				

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①就労支援の促進	64	企業への啓発及び就 労・雇用の拡大 ※前ページの続き	・全ての企業等が障害者法定雇 用率を達成しているわけではない。 ・市内企業への障害者雇用の働 きかけや障害者就労・生活支援 センターのジョブコーチの派遣 等を行っているが、障害者が働 くための職場環境の整備はまだ 十分とは言えない。	113	・市役所において安定した障害者の雇用を促進します。	・障害者活躍推進計画をもとに、障害者を対象とした会計年度任用職員の積極的 な採用を行い、雇用率が2.21%から2.25%へと増加した。 ・令和4年度に設置した障害者雇用推進者及び障害者雇用推進担当が中心とな り、障害のある会計年度任用職員を雇用して庁内の事務作業・清掃等を幅広く 行っている。また、インターンシップの対象範囲を特別支援学校だけでなく就労 支援事業所等へと拡大して受け入れ、市への雇用につなげたほか、令和5年度よ り個別支援計画の作成と振り返り面談を含めた支援制度を構築し、定着支援に向 け積極的に取り組んだ。	B：概ね達成（7割 程度）	B：概ね達成（7割 程度）
				114	・障害者の積極的雇用などを行っている企業を表彰しま す。	令和5年度は新型コロナウィルス感染拡大状況を鑑み企業表彰は中止とした。	D：不十分（3割程 度）	
	65	通所施設での福祉的 就労の活用	・各種の通所施設（福祉的就 労）の施設数と利用者数は増加 しているが、利用者のニーズを 満たしていない施設がある。 ・「八王子市が行う障害者就労 施設等からの物品等の調達方 針」に基づき、市や指定管理 者、外郭団体から障害者就労施 設等への物品やサービスの優先 的な発注を行っているが、今後 も継続的に官公需を拡大すると ともに、民間からの発注を促進 し、就労の機会の拡充を図る必 要がある。 ・障害者の工賃アップや就労意 欲の向上を目的として、製品の 販路拡大や共同開発等に向けた ネットワークの強化を図った が、さらなる取組が必要であ る。 ・障害者の福祉的就労の機会拡 大等のため、農福連携の取組が 期待されている。	115	・通所施設（福祉的就労）に対し、適切な指導等を行う ことにより、サービスの質の向上を働きかけます。	障害者等従事者向けの研修を実施し、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の さまざまなニーズに応えるように努めた。	B：概ね達成（7割 程度）	B：概ね達成（7割 程度）
				116	・障害者地域自立支援協議会の日中活動支援事業所連絡 会での検討を通じ、障害者の工賃の向上を視野に入れ て、官公需のさらなる拡大を図るとともに、「かてか て」と連携しつつ民間企業等に対して障害者福祉施設等 への積極的な発注を働きかけます。	「かてかて」と連携し、障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製 品の販路拡大や共同受注拡大等を行った。 また、優先調達方針を定め、市役所内の発注のみならず、外郭団体や指定管理 者、企業及び市内大学にまでその適用範囲を拡大し、更なる調達促進を実施し た。	B：概ね達成（7割 程度）	
				117	・就労継続支援事業などを活用することにより、障害者 の福祉的就労を促進します。	市内にある障害福祉サービス事業所に対して運営に係る経費を補助することによ り、安定且つ継続的な障害者の福祉的就労の場の確保を行った。	B：概ね達成（7割 程度）	
				118	・関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の 実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求 めます。	障害福祉サービス事業所を対象に、農業技術習得補助を実施。「はちおうじ農業 塾」で研修を受ける際に必要な経費等を補助するものであり、これにより農業技 術と知識を取得、または農業技術を向上することで農福連携の推進を図った。 また、農作業体験支援補助を実施。障害福祉サービス事業所に通所する利用者が 農作業を体験する機会を設けることにより、新たな就業や工賃の向上に繋がるこ とを目的とした。	B：概ね達成（7割 程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
（3）社会参加の促進	66	【基本的な考え方】 ・障害者の社会参加を促進するため、様々な分野の社会活動の機会を積極的につくり、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。						
①様々な活動への参加促進	66	社会参加への環境整備	・市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っているが、今後も拡充を図る必要がある。 ・福祉まつりやふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しているが、引き続き取り組みんでいく必要がある。	119	・障害者がスポーツ、文化、レクリエーションなどの社会参加活動により参加しやすい環境をつくるために、関係機関・団体への啓発を進めます。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアセンターや市民活動支援センターの活用による環境整備やボランティア活動を促進します。	・スポーツ推進委員を派遣したボッチャ体験会(24回・延参加人数1,484人)やボッチャ用具の貸出(62団体)を行い、パラスポーツを周知・普及した。 ・スポーツ推進委員の実技研修において、パラスポーツを取り入れ、指導力向上に努めた。 ・パラスポーツ用具を活用した体験教室を開催した。(ブラインサッカー体験会延参加者数328人) ・障害のある人もない人も参加できる市民ボッチャ大会を開催した。(125名) ・第21回アクサブレイブカップブラインドサッカー日本選手権（予選）の開催を支援し、大規模パラスポーツ大会を観る機会を創出した。 ・障害のある人もない人も参加できる市民ボッチャ大会を初めて開催した。(12チーム50名) 【公営自転車駐車場】 身体障害者手帳等の所有者に対する自転車の定期利用料金の減免を行った。 【3市営駐車場】 身体障害者手帳等の所持者や駐車禁止除外指定車標章交付車両の使用者に対する駐車料金の減免を行った。 ・令和5年度減免件数 八王子駅北口地下駐車場：38,776件（減免金額31,239,200円） 旭町駐車場：846件（減免金額676,800円） 南大沢駐車場：6,036件（減免金額2,905,200円） 【はちバス】 身体障害者手帳等の所持者及び介護人に対する運賃の割引（半額）を行った。 【夢美術館】 障害者手帳等を提示の方及び介助者1名の入館料を無料とした。 【市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センター】 市民会館をはじめとした上記施設では「有料公共施設減免対象障害者団体等登録台帳」に記載されている団体等の利用料金を減額。また、障害者手帳等を提示の方の駐車場利用料金を減免。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
（4）まちづくりの推進	67	【基本的な考え方】 ・当事者の参画により、誰にでも開かれたまちづくりを推進するため、建築物や公共施設・公共交通機関・情報バリアフリー化を進めるなど、安全で快適な都市環境の形成を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。						
①交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進	67	建築物等のバリアフリー化	・市街地の建物、道路や歩道、交通機関、既存の施設のバリアフリー化及び街中での障害者への公共情報の表示を進めているが、まだ十分とは言えない。	120	・福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関などの整備においては、その検討段階に障害当事者が参加することで、障害者が安全に利用できる施設整備を促進します。また、視覚・聴覚障害者への情報提供として点字や音声案内システム・電光掲示板等の活用を図ります。	・JR八王子駅・京王八王子駅周辺における案内サイン等の改善について関係者と検討会を設置し、協議・調整を進め、案内サイン整備計画の策定を図った。 ・令和元年度より各事業者毎にサイン設置工事を進め、令和2年度末までに看板設置や盤面更新がすべて完了した。 ・八王子市内の鉄軌道駅21駅中20駅において、バリアフリー経路が確保されている。	A：十分達成（9割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				121	・既存の施設についてもバリアフリー化を進めていきます。	公共施設における建物改修及び新設時においては、バリアフリー化を進めた。	B：概ね達成（7割程度）	
				122	・多数の人が利用する施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。	多数の者が利用する特定都市施設の整備については、東京都福祉のまちづくり条例に基づき整備項目ごとに整備基準を遵守し円滑に利用できるよう指導・助言を行った。（年間25件程度）	A：十分達成（9割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
①交通機関・建築物等の バリアフリー化の推進	68	移動環境の整備	・道路上の障害物の減少や思いやりスペースの増加、バスのノンステップ化など、障害者の移動環境の整備がなされてきたが、さらなる取組が必要である。 ・自転車の道路上の放置台数や撤去台数は年々減ってきている。	123	・駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。	通行の妨げとなる、違反広告物（店頭のぼりなど歩道への越境）や点字ブロックへの不法占用物などについては、交通事業者をはじめ、関係所管と連携を行い、撤去及び指導に取組んだ。	B：概ね達成（7割程度）	A：十分達成（9割程度）
				124	・障害者の移動環境整備のため、低床ノンステップバスなどバス交通のバリアフリー化を引き続き促進していきます。	市内を運行している路線バスの車両のバリアフリー化として、バス事業者各社で、ノンステップバス、低床バスの導入が完了している。 はちバス全5台の車両に低床ノンステップバス（車椅子1台乗車可能）を導入している。	A：十分達成（9割程度）	
				125	・自転車駐車場や駐輪帯の整備を継続するなど、放置自転車をなくす対策を進めていきます。	自転車駐車場の新規開設（西八王子駅）や駐輪帯の増設（八王子駅）、巡回・指導等による放置自転車禁止意識の啓発効果などにより、現在市内の放置自転車の台数は減少傾向にある。 【放置自転車の撤去台数（自転車＋原動機付自転車）】 令和元年度：3,599台 令和2年度：1,920台 令和3年度：1,977台 令和4年度：1,772台 令和5年度：1,802台	A：十分達成（9割程度）	
				126	・思いやり駐車スペースを拡充します。	八王子市役所本庁舎をはじめ70区画を市施設に設置した。 思いやり駐車スペースの設置の周知、普及に努めている。	A：十分達成（9割程度）	
				127	・リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保については、引き続き取り組んでいきます。	障害者の移動手段の確保のための施策として、リフトバスの運行やタクシー・ガソリン費の助成事業を実施した。	A：十分達成（9割程度）	
②情報のバリアフリー化	69	通訳者等の養成配置	・手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等については継続的な養成事業を行っているが、登録者数の減少に加えて高齢化も進んでいるため、さらなる養成の取組が必要である。 ・失語症者向け意思疎通支援者の養成を開始したが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。	128	・障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者の養成の促進を図り、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。	令和5年度新規登録は手話通訳4名、要約筆記は0名、退会者は手話通訳2名、要約筆記0名となった。支援者の高齢化もあり今後の退会者が増加することが想定される。新たな支援者の養成が喫緊の課題である。 【R5年度手話講習会】 ・初級（3クラス）：82名修了 ・中級（2クラス）：51名修了 ・養成入門：27名修了、各コース全34回実施 ・養成：6名修了、全30回実施	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				129	・失語症者向け意思疎通支援者の養成のほか、失語症者のサロンの立ち上げ促進に努めます。	失語症サロンについて、R5年度は12回実施、参加者数236名（ボランティアや実習生含む）となった。支援者養成事業の実習地としての運営も兼ねており、回数も重ねていることから八王子市の失語症サロンとして確立した。 【R5年度失語症者向け意思疎通支援者養成講習会】 ・必修基礎：4名修了 ・応用：1名修了 各コース全40時間実施	A：十分達成（9割程度）	
	69	情報機器の活用	・適切な日常生活用具を給付することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。	130	・社会環境の変化に応じて障害者等へのより適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。	個々の特性に応じた適切な日常生活用具を給付することにより、情報提供環境の整備を図った。平成28年度からは日常生活用具の給付対象種目で本体機器の機能を持ち合わせた、アプリ及びタブレット端末を選択できる種目を加え、給付を行うことで、効果的な情報機器の活用を図り、障害者の社会参加を促進した。 また、市ホームページにおいて読み上げツールを導入するとともに、読み上げツールのことを考慮したコンテンツづくりを意識して作成することで、閲覧性の向上に取り組んだ。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
②情報のバリアフリー化	70	各障害に応じた情報提供の推進	・各所管において、音訳資料・点字資料・手話動画の作成などを行っているが、各障害に応じたサービスの提供が求められている。 ・手話通訳者や要約筆記を活用しているが十分ではない。 ・令和元年（2019年）に読書バリアフリー法が交付・施行された。	131	・各障害に応じた情報提供の方策をさらに推進します。	各所管に適切な情報発信について周知し、市長の挨拶や広報に関する動画には、ろう通訳者を派遣し、より伝わりやすく親しみやすい手話をつけた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				132	・研修等を通じてイベント等における手話通訳者や要約筆記の活用を促し、利用を促進します。	手話通訳者・要約筆記者派遣制度についてのe-ラーニング研修を実施し、周知啓発に努めた。	B：概ね達成（7割程度）	
				133	・図書館において宅配サービス、音訳資料・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。	【宅配サービス】 図書館への来館が困難な高齢者や障害者の自宅に配本し、図書館の利用促進を図った。 R3：103回 R4：107回 R5：153回 【音訳・点訳資料の作成】 視覚障害者等の求めに応じた資料の音訳・点訳や録音情報誌等の製作を行った。 R3：音訳130点・点訳12点 R4：音訳127点・点訳12点 R5：音訳136点・点訳12点 【対面朗読サービス】 活字による読書が困難な視覚障害者等に対して、対面により図書等の朗読を行った。 R3：375回 R4：369回 R5：374回	B：概ね達成（7割程度）	
③防災・防犯対策の整備	71	防災対策の推進	・災害時に障害者を地域で支援するための「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行い、防災意識の向上を図っているが、見直しとさらなる周知が必要である。 ・障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めているが、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。 ・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を検討する必要がある。	134	・避難支援プラン（全体計画）の周知を図ります。	毎年実施している市の総合防災訓練において、福祉避難所等に配備している備蓄品の展示及び体験会を実施し、避難に際しての支援などの周知を図った。	B：概ね達成（7割程度）	C：やや不十分（5割程度）
				135	・災害時に必要な支援体制として、地域支援組織の結成と避難支援プラン（個別計画）の策定を促進します。	災害対策基本法の改正に基づき、地域支援組織及び避難支援プランの考え方が変わったことから、令和5年度は新たな制度となる個別避難計画の担当所管課と情報共有を行い、策定を促進した。	C：やや不十分（5割程度）	
				136	・障害当事者を対象とする「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の見直しを行い周知・活用を図ります。	出張講座、懇談会等を積極的に活用し「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行った。 ※R5年度は出張講座なし、総合防災訓練にて配付。	C：やや不十分（5割程度）	
				137	・障害者が防災訓練等に積極的に参加できるよう支援し、地域としての防災意識の高揚を図ります。	・配慮が必要な方への防災対策について掲載した「総合防災ガイドブック（第3版）」を作成したほか、防災行政無線による緊急放送をスマートフォンで確認できるアプリ「コスモキャスト」を運用、普及に努めた。 ・八王子市総合防災訓練において、聴覚障害者の方へ市長講評や体験訓練の内容を通訳していただくために、八王子市ボランティアセンターに手話通訳協力者及び要訳筆記協力者の派遣を依頼し、障害者の方が防災訓練に参加できるような体制を取った。	A：十分達成（9割程度）	
				138	・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を関係機関と検討し、災害時の対応の改善を図ります。	協定を締結している西特別支援学校と合同で福祉避難所開設訓練を行い、実態に即した避難所運営マニュアルを作成した。	C：やや不十分（5割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
③防災・防犯対策の整備	72	避難所の整備	・福祉避難所の備蓄品の整備や入所施設への緊急連絡用無線機の配備、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項を記載した「福祉避難所運営マニュアル」の策定などを行ったが、より適切な運営ができるよう見直しが必要である。 ・災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなど配慮が必要なおことがある。 ・避難場所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。	139	・障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備やさなる備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所（二次避難所）の環境を整備します。	令和5年度は、非常用蓄電池セットを5つ購入し、医療的ケア者の災害時の電源確保や情報収集のための機器充電に使用できるようにし、災害時の環境整備を進めた。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				140	・「福祉避難所運営マニュアル」を見直し、福祉避難所として活用する入所施設に対して、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。	福祉避難所開設、運営に係る職員、関係団体等に「福祉避難所運営マニュアル」を活用し福祉避難所に避難する障害者への配慮すべき事項の周知を行った。しかし、災害対策基本法の改正で福祉避難所の在り方について見直しが必要なため、マニュアルの改訂が必要。	B：概ね達成（7割程度）	
				141	・災害発生時の避難場所等において、コミュニケーションを円滑に行うツールとして作成した「コミュニケーション支援ボード」の活用を図ります。	コミュニケーション支援ボードの配付はできており、活用の必要性は伝えている。発災がなかったため具体的な活用はなかった。	B：概ね達成（7割程度）	
	72	防犯対策の推進	・防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。 ・防犯対策パンフレットについては、文字を大きくしたり簡潔で分かりやすい表現、レイアウトにするなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。	142	・防犯講座における障害者への配慮と周知を図ります。	防犯に関する出前講座においては、障害の有無にかかわらず、誰にでも受講できるわかりやすい防犯講座となるように配慮した。	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
				143	・防犯パンフレットについては、より多くの障害者が活用できるよう配慮します。	チラシ等の作成の際には、適切な余白を残し、文字の大きさやわかりやすい文章にすることで、誰でもわかりやすく情報が伝達できるような配慮を行った。	A：十分達成（9割程度）	
3. ともに支えあうために	73	地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護						
（1）地域福祉推進の基盤づくり	73	【基本的な考え方】 ・地域福祉推進の基盤づくりを図るため、福祉・保健・医療の担い手の養成・確保を図り、合わせて、福祉・保健・医療の連携体制を強化するとともに、障害者や全ての市民の交流を促進します。						
①推進体制の整備	74	福祉関係者の資質向上	・障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災、感染症対策等に関する研修を実施しているが、福祉関係者のさらなる資質向上が求められている。 ・資質向上のために様々な研修の受講を希望する声がある。	144	・障害福祉施設等の職員に対して、虐待防止や防犯・防災、感染症対策等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、福祉関係者の資質向上を図ります。	障害者福祉施設等従事者向け虐待防止法研修を開催し、事例検討を目的としたグループワークを行って、関係職員の資質の向上の一助とした。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				145	・福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。	自立支援協議会に設置したGH連絡会、計画相談連絡会で研修や課題抽出、意見交換などを実施した。	B：概ね達成（7割程度）	
				146	・市職員が事業者に積極的に関わることにより、適切な指導を行います。	事業者からの相談、質問等に対し、時間をかけて応じ、適切な指導を行うことにより、事業所の健全な運営を支援した。	B：概ね達成（7割程度）	
				147	・外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。	国や東京都等が実施する外部研修情報をメールで事業所に提供し、受講を促進した。	B：概ね達成（7割程度）	
	74	福祉人材の確保	・障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られる。	148	・市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。また、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。	慢性的に障害福祉人材が不足していることから、障害福祉サービス職未経験者等を対象に、障害福祉分野で働くことの魅力の発信及び事業者とのマッチングを行う福祉のしごと就職フェア（就職相談会）を開催した。 相談希望参加人数： 延68人 参加事業者：22法人	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
75	福祉・保健・医療の連携体制の推進	・福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて適宜連絡調整を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。	149	サービスの利用状況などを把握し、関係者間の連絡調整を図り、その情報を活用します。	市内12カ所のはちまるサポート（社会福祉協議会）が相談窓口となり、各関係機関との連絡調整（重層的な支援体制）を図っている。相談者を円滑に適切な相談先に繋ぐため、各分野間の連携体制をより強化する必要がある。そのため基幹相談支援センターがその役割を担う方向で検討を行った。現状としては連携が十分とは言えない。	C：やや不十分（5割程度）	C：やや不十分（5割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度	
①推進体制の整備	75	社会福祉協議会の体制整備	・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置した地域福祉推進拠点の設置を進めているが、今後も拡充を図る必要がある。	150	・地域福祉の拡充が図られるように、社会福祉協議会に対して、適切な事業を展開するための体制づくりを支援します。	令和5年10月に加住事務所にはちまるサポートを新規開設し、地域福祉の拡充を図った。	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）	
				151	・重層的支援体制整備事業において包括的な相談体制を構築するため、社会福祉協議会と連携してCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の育成を進めます。	国や都が主催する研修に参加するとともに、多機関（子ども・障害・生活困窮等）との事例検討を通じた合同研修を開催し、関係機関の相互理解を深めた。	A：十分達成（9割程度）		
②交流活動の促進	76	交流の場の整備	・障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求める声もある。	152	・障害者の孤立化を防止するため、身近な場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。	地域活動支援センター（Ⅲ型）2事業所に運営費の補助を行い、障害者同士の交流の場の確保の支援を行った。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
	76	様々な交流活動の推進	・共生社会の実現に向けて障害のある人となない人が様々な機会 で交流することが求められている。 ・福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」「手作り作品展」等を通じて交流事業の推進を図っているが、さらなる取組が求められている。 ・市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。	153	・障害者との多様な交流活動を進めるため、学校行事や生涯学習への参加を促進するとともに、保育所、児童館などでの交流事業や地域コミュニティ施設などでの交流事業を推進します。	子ども・若者育成支援センター(旧児童館)では健常児・障害児を問わず子どもたちが楽しく遊べる場を提供した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
				154	・障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。	・スポーツ推進委員を派遣したボッチャ体験会(24回・延参加人数1,484人)やボッチャ用具の貸出(62団体)を行い、パラスポーツを周知・普及した。 ・障害のある人もない人も参加できる市民ボッチャ大会を開催した。(125名) ・パラスポーツ用具を活用した体験教室を開催した。(ブラインサッカー体験会延参加者数328人) ・障害のある人となない人が交流する場として開催していた「ふれあい運動会」を4年振りに開催することができた。(R5参加約850人)	B：概ね達成（7割程度）		
	76	障害者施設の地域との交流		155	・障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進します。	障害のある人となない人が交流する場として開催していた「ふれあい運動会」を4年振りに開催することができた。(参加約850人)	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）	
				156	・障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。	令和4年度より、「福祉まつり」の開催場所を富士森公園から、人通りの多い八王子駅北口の西放射線ユーロードに移して行った。障がいのある人もない人も、より多くの人が交流できる機会となった。	B：概ね達成（7割程度）		

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
(2) 福祉コミュニティの創造	77	【基本的な考え方】 ・障害のある人もない人も、ともに支えあう地域福祉を推進するため、ボランティア活動を推進し、人として尊重しあえる地域社会を創造していきます。						
①意識のバリアフリー化	77	学校教育・生涯学習での福祉教育の推進	・福祉施設等における職場体験の推進や、小中学校における「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っているが、障害に対する理解の促進を引き続き進める必要がある。 ・障害理解のためのガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。	157	・福祉施設等での職場体験を推進し、障害者との交流など教育現場での福祉教育の推進を図ります。	新型コロナウイルスが5類感染症になってから、小中学校等からの福祉体験学習の依頼には、可能な限り応えており、対応件数はコロナ前まで戻りつつある。令和5年度は97校、延べ、5,503名が参加した。	B：概ね達成（7割程度）	A：十分達成（9割程度）
				158	・心身障害者福祉センターにおいて福祉講演会を開催し、生涯学習の分野における障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。	令和5年度は福祉講演会は「ピア～まちをつなぐもの」という音声ガイド付映画放映を行った。アイマスクをつけて、視覚障害の疑似体験をしながらの映画鑑賞であり、障害理解の促進の一助となった。	A：十分達成（9割程度）	
				159	・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。	※58頁「通常学級における障害理解の推進」施策内容ごとの進捗状況と同じ。	A：十分達成（9割程度）	
				160	・引き続き、小学生向けのガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。	ガイドブック「みんなちがってみんないい」の小学生版を用いた授業を実施するよう、各小学校に冊子又はデータを配付した上で依頼した。	A：十分達成（9割程度）	
	78	広報・イベント等による啓発活動	・広報やホームページ、イベントや出前講座等の開催、障害理解のためのガイドブックの発行等を通じて障害者差別の解消と障害理解の促進を図っているが、今後も継続していく必要がある。	161	・リーフレット、福祉のしおり等を活用した福祉情報の提供や障害理解を深めるためのガイドブック等の活用、広報紙への障害に関する記事の掲載、出前講座の開催などにより、啓発を図ります。	ガイドブック「みんなちがってみんないい」の好事例集を新たに作成・発行し、関係所管などに配付し啓発活動を実施した。	A：十分達成（9割程度）	A：十分達成（9割程度）
				162	・町会・自治会・民生委員・障害者地域自立支援協議会など、地域の各種団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベントを広く実施します。	障害者に対する差別や虐待の禁止についての周知・啓発イベントとして、いちよ祭りに参加し、啓発活動を実施した。	A：十分達成（10割程度）	
	78	障害者サポーターの養成	・市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。	163	・障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を行う障害者サポーターの養成を行います。	令和4年度に2回、令和5年度に3回講座を実施し、市民や事業者への障害理解の啓発活動を実施した。 【参加者数】令和4年度：32人 令和5年度：48人	A：十分達成（11割程度）	A：十分達成（9割程度）
②ボランティア活動の推進	79	ボランティア組織間の連携充実 ※次ページへ続く	・ボランティアセンターなどの団体で構成される地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。 ・市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。	164	・ボランティア活動の情報提供を充実させます。	八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」において、市民活動団体の活動等の情報提供を行った。ボランティアセンターだよりなど広報紙による啓発活動を継続して実施した。また、LINEによるボランティア募集情報を随時送信し、参加を呼びかけている。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				165	・市民活動支援センターや各大学等のボランティア派遣組織などとの連携・充実を図ります。	・コロナ禍から学生活動が徐々に再開する中、夏休み体験ボランティアや個別のケースにおいてボランティア活動を紹介した。 ・大学コンソーシアム八王子の地域学生活動連絡会において、大学のボランティアセンターや社会福祉協議会など、地域での活動に関わる団体の担当者が参加する場で、地域活動を含む市の事業で学生が参加可能なボランティア活動（以下「市のボランティア活動」という。）に関する情報を提供した。また、はちおうじNPOフェスティバルで、市民活動を行う方々とボランティア活動を行う学生の意見交換会を開催した。 ・学生の市のボランティア活動への参加に対する支援を行い、計64名（延べ人数）の学生ボランティアが参加した。	B：概ね達成（7割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
②ボランティア活動の推進	79	ボランティア組織間の連携充実 ※前ページの続き	・ボランティアセンターなどの団体で構成される地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。 ・市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。	166	・障害福祉関係イベント等における学生ボランティアの活用を図ります。	いちよう祭り等の障害の啓発に関するイベントにおいて、学生ボランティアを活用した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				167	・基盤としてのボランティアセンターとボランティア組織との連携の充実を図ります。	ボランティアグループへの支援を行った。また、市民活動センターと連携し、NP0フェスティバルに参加し、関係性を深めた。	B：概ね達成（7割程度）	
	80	参加のための環境整備	・社会福祉協議会のホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等やボランティアに関する各種講座の開催やボランティア募集に関する情報の周知を図ったり、青年層のボランティア体験を推進したりするなど、参加のための環境整備を行っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。	168	・誰もがボランティア活動に参加しやすいように、情報の提供や活動メニューの整備などを行います。	個別に依頼が来たものについては調整を行った。また、ボランティアセンターだよりなど広報紙による啓発活動は継続して実施した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				169	・体験企画などによるボランティア活動を推進します。	災害ボランティアセンター運営訓練に災害ボランティア体験を行った。また、ゴミ拾いボランティアを企画し、幅広くいろいろな人がボランティアを体験できるようにした。	A：十分達成（9割程度）	
				170	学生等の体験ボランティアの受け入れ先を整備します。	中学生からおおむね30歳までの青年を対象に、夏休み期間中にコロナ禍でも活動できる福祉施設ボランティア・非接触ボランティアを実施した。	B：概ね達成（7割程度）	
	80	ボランティアの養成と組織化	・ボランティア養成講座については、地域活動支援センターや病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、受講者にボランティア組織への入会を勧めるなどの取組を行っている。 ・地域・企業・団体のボランティア活動への参加が図られていない。	171	・関係機関とのさらなる連携を図り、ボランティア養成講座の充実と講座修了者の組織化を図ります。	精神保健福祉ボランティアグループ「いっぽの会」「こもれびの会」と連携を図り、講座受講生に対して、会を紹介した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				172	・ボランティア・コーディネーターの研修・養成講座を実施し、個人・団体に対して情報の提供を行い、人材の適切な活用を図ります。	精神障害者の地域生活をサポートするための寄り添いボランティア養成講座を開催した。	B：概ね達成（7割程度）	
				173	・市内の大学等と締結した協定に基づき、各種事業への学生ボランティアの参加を募るなど、ボランティアの活用を図ります。	大学コンソーシアム八王子の地域学生生活動連絡会において、地域活動を含む市の事業で学生が参加可能なボランティア活動に関する情報を提供し、大学間の情報共有・連携を図った。	A：十分達成（9割程度）	

八王子市障害者計画（令和3～5年度）第4章 令和5年度モニタリング資料

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	通し No.	施策内容	施策内容ごとの令和5年度までの実績	施策内容ごとの 達成度	施策項目での 達成度
（3）権利擁護	81	【基本的な考え方】 人として尊厳をもって生きることができるように、障害者差別や虐待防止に対する取組など、権利擁護の推進や成年後見制度の適切な活用を図るとともに、これらについて積極的に周知していきます。						
①権利擁護の推進	81	権利擁護の推進	・ 障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護を推進しているが、引き続き推進していく必要がある。 ・ 事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。	174	・ 障害理解に関する啓発イベントや虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動をさらに推進します。	障害者に対する差別や虐待の禁止についての啓発イベントとして、いちよう祭りに参加し、啓発活動を実施した。 施設の職員を対象とする虐待防止研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防により対面形式ではなく、動画配信を実施し啓発活動を推進した。	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				175	・ 社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業などを活用します。	地域福祉権利擁護事業の周知に努めた。	B：概ね達成（7割程度）	
				176	・ 障害者サポーター養成講座等により事業者への障害理解への周知啓発を行います。	令和4年度に2回、令和5年度に3回講座を実施し、市民や事業者への障害理解の啓発活動を実施した。	A：十分達成（9割程度）	
	82	成年後見制度の利用促進	・ 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。 ・ 成年後見制度を必要としている人が一定数おり、相談内容が複雑化している。 ・ 市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。	177	・ 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。	・ 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の周知を図り、成年後見制度の活用を促進した。 【申し立て件数】 R1：1件 R2：12件 R3：12件 R4：4件 R5：2件 ・ 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、講演会・学習会・出前講座等の機会を捉えて制度の周知に努めた。また、窓口や訪問で制度の利用相談や専門職による専門相談を実施した。 【学習会等の開催】 R1：11回 R2：5回 R3：6回 R4：13回 R5：13回	B：概ね達成（7割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				178	・ 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。	令和3年4月から受任を開始し、令和6年3月末時点で10名の法人後見を行った。	B：概ね達成（7割程度）	
				179	・ 費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。	成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難な低所得者に対して、申立費用や報酬費用の助成を行った。 【報酬費用助成件数】 R1：13件 R2：16件 R3：19件 R4：20件 R5：18件	B：概ね達成（7割程度）	
	82	障害者差別禁止の取組	・ 障害理解のためのガイドブックの作成やイベントの開催を通じて、市民や事業者に対して差別禁止の周知を行っているが、まだ周知が十分ではない。 ・ 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受けており、差別を受ける障害者が一定数いる。	180	・ 障害理解のためのガイドブックや合理的配慮の好事例集、イベント、障害者サポーター養成講座を通じて、条例の市民・事業者への周知に努め、障害者理解の取組を推進します。	障害者サポーター養成講座を年に3回実施した。ガイドブックとして好事例集を作成し、発行した。関係所管へも送付し、障害者理解の取組を推進した。	A：十分達成（9割程度）	B：概ね達成（7割程度）
				181	・ 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受け付け、問題解決や障害理解の浸透に努めます。	障害者当事者に寄り添った支援を心がけて、解決策を見出した。目に見える障害だけではないという理解を推進した。	B：概ね達成（7割程度）	